

ご意見・ご提案		受付年月日	令和4年 6月 6日
件名	野焼きについて		
内容	<p>最近仲良くなった韓国の方に、「鴨方が大嫌いだから早く引っ越したい」と言われました。なぜかと聞くと「田舎だから空気がきれいと思ったのに、毎日草を燃やして煙くさい！窓が開けられない！」ということでした。野焼きは法律で禁止されており、火事につながる危険な行為だと思うのですが、いろんなところでしているのを見かけます。「昔からしているから」「体がしんどいから」するのも分かりますが、野焼きを不快に感じている住民も少なくないと思います。野焼きが法律で禁止されていることや、火事になり危ないことを周知したり、市でゴミを集めて回るなど、何かしていただけると助かります。みんなが住みやすく、大好きな鴨方になることを期待しています。</p>		
回答		回答年月日	令和4年 6月28日
担当部課	生活環境部 環境課		
内容	<p>廃棄物を野外で焼却することは、法律で原則禁止されています。ただし、例外として認められている行為に、農業・漁業・林業を営むために必要な廃棄物の焼却や、日常生活を営む上で行われている軽微なたき火等があります。しかし、環境保全上問題となる場合は、指導の対象となります。</p> <p>市では、野焼きの通報があれば現地確認を行い、家庭ゴミ等を焼却している場合は、直ちに止めるよう指導を行うほか、例外的に認められている焼却行為についても、対象者に時間帯や風向き等を考慮して行うようお願いしています。</p>		